な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所に（従たる営業所等において長期信用銀行代理業を営まない場合を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の⑴又は⑵に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者であること。

⑴　当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介　当座預金業務若しくは資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができると認められる者

⑵　法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為　資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

［八～ホ　略］

［四・五　略］

六　主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

［イ・ロ　略］

う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

⑴　事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を営まない場合及び申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

⑵　法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為を行わない場合　当座預金業務又は資金の貸付け業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

⑶　⑴及び⑵以外の場合　資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

［八～ホ　同上］

［四・五　同上］

六　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。）（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　略］

七　［略］

（変更の届出を要しない場合）

第二十五条の十七の二　銀行法第五十二条の三十九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所又は事務所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所又は事務所を変更前の所在地に復した場合

（届出事項）

第二十六条　銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～九　略］

九の二　法第十三条の二第九項の認可を受けた長期信用銀行が当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項にお

ハ　長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

［ニ・ホ　同上］

七　［同上］

［条を加える。］

（届出事項）

第二十六条　［同上］

［一～九　同上］

［号を加える。］